

今こそ見直したい 安全運転の意識

4月から自転車の交通違反に青切符

4月1日から、自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入されました。交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則通告書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が一定期間内に反則金を納めれば刑事罰が科されない制度で、16歳以上の人が取締りの対象となります。

自転車を運転する人は、車両の運転者としての自覚をもち、今まで以上に、安全な運転を心掛けましょう。



取り締まりの
対象年齢 = 16歳以上

警察官の指導や警告を受けた場合は、速やかに従ってください。

対象となる
違反行為 = 113種類

警告に従わず、違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質な違反行為は、取り締まりの対象となります。



県警察公式チャンネル
YouTube

違反行為の例

携帯電話の使用など(保持)

反則金 12,000円



信号無視(赤色等)

反則金 6,000円



無灯火

反則金 5,000円



一時不停止

反則金 5,000円



並進

反則金 3,000円



イヤホンの使用

反則金 5,000円



※ 5年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。未着用は、反則金の対象ではありませんが、事故によるリスクを下げるため、着用を心がけましょう。

この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

耳鳴り、めまい、頭痛、皮膚の痒み 等

漢方のあさひ薬局

御相談予約専用 携帯からもご利用できるようになりました!

☎0120-204077

八幡平市大更25-118-1(国道282号沿い) TEL.0195-75-2227

<https://www.asahi-kanpou.com/>



漢方のあさひ薬局@八幡平市
ID @083kkehm